

県議会について

①議会の仕組み

●定例会と臨時会



県議会は、2月、6月、9月、12月の年4回開かれる定例会と、必要に応じて開かれる臨時会があります。
(定例会のスケジュール) ※定例会の開催時期は多少変わることがあります。



議案審査のながれ

1. 議案の提出権は、知事と議員にあり、一定の手続きを経て、条例の制定・改廃、予算・決算など、県政の重要な案件が議案として議会に提出されます。本会議では議案提出者が提案理由や内容の説明を行います。
2. 議員は議案や県政全般に対する質問を行い、知事などが答弁します。議案はさらに詳しく審査するために委員会に付託されます。
3. 委員会の審査を終えると再び本会議を開き、委員長が審査結果を報告します。議案によっては賛否の討論があり、続いて採決が行われます。通常、議案は出席議員の過半数の賛成で成立します。
4. こうして成立した議案に基づき、知事は県政の運営に当たっていきます。

【本会議】
開 会
議案報告上程
提案理由説明
質 問
委員会付託



【委員会】
付託議案の審査



【本会議】
委員長報告
(討論)
採 決
閉 会



**県政の
運 営**

●本会議と委員会

議員全員を集めて開く会議を本会議といい、県議会の最終的な意思決定は、ここで行われます。県の仕事は非常に広範囲かつ複雑なので、議案等を能率よく専門的に審査するために、委員会を設置しています。委員会は、閉会中も必要に応じて審査や調査を行い、それを県政に反映させるため活動しています。議会には、条例の制定・改廃、予算及び決算の審議、副知事や教育委員会委員などの人事の同意、住民からの請願や陳情の処理など、地方公共団体としての重要な意思決定をし、行政の方向づけをするという大きな役割があります。

委員会の種類

(1) 議会運営委員会

会期、議事日程、会期の延長・休会、特別委員会の設置・改廃、議会関係の条例・規則の制定・改廃など、議決を必要とする案件の取り扱いを協議し、また、議長の諮問に応えるなど、議会の円滑な運営を図るために設置されています。

(2) 常任委員会

その所管に属する県の事務に関する調査及び議案、請願等を審査するために設置されています。

(3) 特別委員会

特定の案件（予算・決算等）を審査・調査するため必要な場合に設置されます。